

取扱区分：「公開」

平成29年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年8月10日(木) 10時03分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年8月10日(木) 午前10時03分 ~ 11時05分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第28号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
議案第29号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第1項の規定による承認申請について	1件
報告第39号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第40号	買受適格証明申請について	2件
報告第41号	非農地証明について	8件
報告第42号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	岩田 実 君	第2番	弘中 壽 君
第3番	山崎 光夫 君	第4番	徳本 勉 君
第5番	秋 貞 啓子 君	第6番	佐伯 伴章 君
第7番	高橋 恵 君	第8番	田中 榮作 君
第9番	藤井 孝 君	第10番	西田 孝美 君
第11番	笠井 保雄 君	第12番	原田 雅之 君
第13番	歳光 時正 君	第14番	竹安 昌巳 君
第15番	林 俊一 君	第16番	松田 孝行 君

第19番 杉 村 龍 男 君 (会長)

5 欠席委員

第17番 藤 原 典 子 君

第18番 岩 田 学 君

6 関係人

農林課 係長 弥 益 孝 二

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二 次 長 藤 井 豊

次長補佐 小 西 美佐江 書 記 時 重 智 一

事務局長

皆さん、改めまして、おはようございます。

お忙しい中、お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第17番藤原典子委員、第18番岩田 学委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、議案書について追加分がありますので、ご報告いたします。

先程の幹事会において、上程させていただくことで、ご承認をいただきましたが、お手元に配布しております議案第29号を追加で審議いただきたいと思います。議案第28号の次にご審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長（杉村会長）

それでは、議長よろしくお願いたします。

開会（午前10時03分 ～ ）

それでは只今より、平成29年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、弘中 壽委員さん、第9番藤井 孝委員さんのご両名にお願いたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第26号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の479平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲渡人は、耕作が困難となったことから譲り渡すとされ、譲受人は、以前から規模拡大したいと考えていたところ、所有農地の隣接で譲渡人から申し出があったのでこれに応じて、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況、通作距離2キロ等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約80アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、柿、栗、梅等の果実を栽培する予定で、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

尚、新体制移行後、初の審議事案のある総会でありますので、申し上げますが、補足説明においては、譲受人、譲渡人双方の氏名は、伏せていただき、個人情報などには留意の上、ご発言をお願いいたします。

また、本案件の地区担当農業委員は、私、杉村です。会長あるいは地区担当農業委員が欠席の場合、代理の農業委員による説明か、地区担当農業委員の説明内容を事務局に依頼して、現地調査の結果及び補足説明をされることが慣例として行われてきましたことから、今回は独断で、私から徳本委員をお願いいたしました。

このことにつきましては、今後幹事会等で検討し、皆様により良い説明が出来るように検討していきたいと思っております。

それでは、徳本委員、お願いします。

第4番

徳本 勉委員

4番の徳本です。

議案第26号の1番について、去る8月5日に譲受人、譲渡人、会長、推進委員と現地で意思確認をおこないました。

譲渡人は、耕作が困難となり譲渡すとのことでした。又、譲受人は営農計画書どおり柿、栗、梅等の果実を栽培し、営農活動に力を入れたいとのことでした。

農作業に従事する者の状況についてですが、申請人夫婦のほか、父母を雇用するとのことでした。尚、農地を埋め立てて、果樹を植える計画があるとの事でしたので、実施される場合は、農業委員会に農地改良届出書の申請をしていただくよう指導いたしました。以上のことから、私としては問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

なお、2番及び3番についてですが、譲受人が同一で土地の所在もほぼ隣接しておりますので一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、2番及び3番については、譲受人が同一で、土地の所在もほぼ隣接しておりますので、一括してご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、3筆、合計3,403平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲渡人は2番、3番とも高齢により耕作困難で後継者もないことから譲渡したいとされ、譲受人は、農地所有適格法人で、経営規模の拡大を図りたいと譲受の要望をしたものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、農地所有適格法人で現在、市内に約6ヘクタールを耕作しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は639アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転で、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、じゃがいも、玉ねぎ、人

参などを栽培する予定で、有機無農薬栽培を目標としているなど、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

高橋 恵委員

7番、高橋です。議案2番、3番につきまして、8月1日に譲受人、譲渡人とともに、現地にて調査いたしましたので、報告いたします。

譲渡人は、両名とも高齢のため、耕作が困難で、現地の状況は3筆とも雑草が生え耕作されていません。

譲受人は、農業生産法人で●●地区中心に所有地があり、営農活動されています。今回の申請地の隣接でも耕作をされており、以前から耕作地を拡大したいと考えていたところ、譲渡人がこれに応じてもらえることになり、今回の申請になりました。

今後はじゃがいも、玉ねぎ、人参などを栽培していく予定とのことでした。

以上の事から今回の申請も規模拡大でなんら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番及び3番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

まず、議案第26号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第26号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いします。

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案2件でございます。

それでは、ご説明いたします。

譲受人は、●●に事務所のある、売電事業を行っている法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、発電出力33kw、太陽光パネル144枚を設置するものです。

周囲に高層の建物もなく、日当たりの良い土地であるため申請地を購入し又、譲渡人は、耕作放棄地になった場合、周り迷惑をかけるということから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から南東へ約1.0キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1289番3、地目は田、地積は426平方メートルでございます。

尚、進入路が農地以外の地目であり、一体利用面積としましては、468平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、及び写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入口のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、今まで通りの自然流下でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

岩田 実委員

1番の岩田です。議案第27号の1番について、去る8月1日に譲受人と電話で意思確認をいたしました。

尚、譲渡人は高齢のため、8月1日午前10時頃、自宅へお伺いして意思確認をいたしました。申請地は先ほど説明がありましたが、●●から1.2キロメートルに位置します。農地の地目は田で、面積は426平方メートル、現況は、7月31日に確認したところ草刈りもされており、保全管理されて

いる状況でした。譲渡人は、耕作放棄地になった場合周囲に迷惑をかけることから、売買したいとの事です。

又、譲受人は、日当たりの良い土地であり太陽光パネルを設置し、事業の安定を図りたいとのことでした。現状では、担い手の確保も難しく、土地の有効利用の一つとして考えられると思います。被害防除計画書に添って調査しましたが、問題なしで、周辺農地に与える影響もなく事業計画書、資金計画書、土地利用計画書も添付され、何ら問題ないと思われま

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、農地法第5条の許可申請の2番について、ご説明いたします。

申請人は、周南市で●●を営む法人です。現在の車両置場、資材置場は工務所と離れた場所で、管理上不安もあり、当申請地は当社の工務所の隣接にあり、管理も容易にできるという事から業務に必要な資材、工事用車両、従業員駐車場、来客用駐車場として利用するという事で、申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●から南西に約1.7キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1112番7、地目は田、地積は1,462平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図及び写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。現況は果樹が植えられています。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

7月の29日に、譲渡人、8月1日には、譲受人と現地で会って話をした

松田 孝行委員

ところであります。なお、この土地は先代から譲り受けたいと言ってきて、やっと今回状況が整って、この運びになったということをお聞きしました。ずっと維持されてきて、何ら問題ないと思いますのでご審議の程、お願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案第28号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」をご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。併せてお手元の別紙1の「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」もご覧ください。

まず、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしましては、別紙1の5ページをお開きください。

農地法第3条第2項第5号では、農地に係る権利を取得する場合、北海道は2ヘクタール、都府県は50アールに達しない場合は、取得できないと規定されております。

しかしながら、農林水産省令に定める基準に従い、例外的に農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めることができるものとされており、今回お諮りをするものでございます。

この制度は、農業の担い手が不足し、遊休農地が増加していることから設けられたもので、担い手不足を解消し、新規就農者の確保を図るために、下限面積を10アール単位で緩和できるようになっているものです。地域によっては、下限面積が障害となり、新規就農が非常に難しくなっていることもあるということで設けられたものです。

関連して、4ページをご覧ください。

山口県内における別段面積の設定状況の一覧でございます。

それでは、1ページに戻っていただきご覧ください。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・杵島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、毎年この8月の総会で、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と理由を公表することとなっております。

事務局からは、地区及び面積ともに現行のまま、据え置きたいとのご提案をさせていただきます。

その理由といたしまして、2ページの30アール地区につきまして、一番下の割合の29年7月現在の世帯別の農地保有率が、47.08パーセントでございます。昨年の数値が46.05パーセントで、ほぼ同様であるということと、また、農地法施行規則第17条第1項第3号に規定してある農家数の基準は、おおむね100分の40をくだらない旨に合致するものでございます。

また、3ページの20アール地区につきましても、この地域は、地形的特性から規模狭小な生産性の低い耕地が多く、また高齢化も進んでおり、担い手不足が顕著な地域であることから、同じく農地法施行規則第17条第2項各号に合致するものと考えます。

このようなことから農地の効率的利用の確保という観点も含め見直しを必要としないと判断いたしました。

以上の理由により現行のまま、据え置きたいと考えております。なお、幹事会ではご承認をいただいております。

皆様のご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。それでは質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号につきまして、採決を行います。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積につきましては、現行のとおりとし、変更しないことに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、別段面積は変更しないことと決定いたします。

続きまして、冒頭に事務局から追加分として説明のありました議案第29号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の表紙に追加分と記載がございます。1ページをお願いします。議案第29号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、周南市長より別紙2のとおり特定農地貸付けの承認申請書が提出されたので、委員会の承認を求める。

平成29年8月10日 周南市農業委員会 会長 杉村 龍男

はじめに、この法律を略して、特定農地貸付法と申しますが、この議案について審議するのは初めてでございますので、特定農地貸付法の制度の概要、しくみ、あるいは審議のポイントについて説明させていただきます。

お手元のA4の資料1枚紙をご覧ください。

まず、趣旨ですが、農地法等に関する特例を措置しているということですが、農地の貸し借りは、農地法第3条で規制されておりますが、市民農園のように、短期間、小面積で、営利を目的とせず、相当数のものを対象として定期的な条件で行なわれる農地の貸付については、農地法の許可を不要とする特例があり、それを定めているのが、特定農地貸付法です。

下の図をご覧ください。まず、開設者である市は、市民農園の利用料金や利用期間、募集の方法、利用者が市民農園を利用する際のルールなどを定めた、「貸付規程」を作成し、農業委員会に申請をし、農業委員会で審査、承認後に、農地所有者、利用者との使用収益権の設定という流れになります。

次に、定義ではありますが、10アール未満の貸付ということになっております。これは利用者が一人当たり10アール未満の貸付になるように区分けをする必要があるということです。

2番目に営利を目的としない農作物の栽培で、家庭菜園という内容ですが、利用者が家庭菜園でつくったものを直売所等で販売することは原則的に想定されていないということになります。

3番目に貸付期間が5年を超えないこととあります。

これらの要件を満たす農地の貸付である場合について、市は農業委員会に対し、承認の申請をすることが出来るということです。

次に承認ですが、審査のポイントは4点で、

- ア、農地が適切な位置にあり、妥当な規模を超えないこと
- イ、募集、選考の方法が公平かつ適正であること
- ウ、貸付期間や利用料金が有効かつ適切であること
- エ、小作人がついている土地ではないこと

貸付規程、今回はこれに代わる貸付要綱になりますが、内容の妥当性を審査し、承認となります。

具体的に、周南市から申請のあった申請地等は、後程、農林課の弥益係長の方から写真などで説明させますが、

私の方で概略をご説明いたします。

別紙2の2ページをご覧ください。

市が定めております市民農園貸付要綱は、合併時に制定したものでございますが、それに、今回承認申請のあった戸田けんこう農園を第3条7号に加えたものでございます。

6ページの一番下ですが、申請地は、大字戸田2699番地、道の駅ソレーネの裏になりますが、1,226平方メートル、24区画という計画です。

3 ページに戻って下さい。

第5条で、貸付期間は3月31日までの1年、あるいは1年未満となっております。2項で最高5年まで貸付が延長できるとなっております。

第6条で、賃料は年間、平方メートル当り、60円となっており、1区画は全て28.8平方メートル、9月1日から利用開始するということで、1年目は7か月分1,008円となります。

8条で、募集方法は市広報紙等への掲載によること

10条で選考方法を定めております。2項で複数の応募があった時には、抽選によって決定するという事になっております。

また、審査ポイントの適切な位置であるかどうかですが、農用地が広がる場所の真ん中でなく、農地の集積にも支障はなく、問題ないと思います。次に妥当な規模かどうかですが、約1,200平方メートルで、市民農園を開設するにあたって大きすぎない面積であるということで、これも周辺の利用に支障を来たさない程度という意味から問題はないと考えております。

総合的にも内容について、事務局では特に問題ないと考えております。

詳細の位置図、写真、農園の配置図など、農林課の方から説明をさせます。

農林課
弥益係長

農林課の弥益です。事務局の説明と一部重複するかも知れませんが、よろしく申し上げます。位置はソレーネ周南の裏側、夜市川沿いにあります農地1筆です。この土地を市民農園として開設するという承認をいただきたいということです。

(スクリーンに位置図、区割り及び現況写真を表示して説明)

(スクリーンに周南市市民農園の新規開設についての資料を表示して説明)

議長 (杉村会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

議案第29号についてご説明します。

岩田 実委員

去る8月3日の午後、事務局と実施調査を行いました結果についてご報告致します。

今回申請のありました大字戸田字西種森2699番地の市民農園開設につきまして、本件市民農園の所在地は、適正な位置にあり、規模も妥当な農園です。

市民農園利用者の募集及び選考は、公平かつ農地の適切な利用を確保するため、募集は周南市広報により広く公募し、区画の割り当てについては、希望区画が重複した場合抽選するものとしております。

また、この申請地には小作権がついていないことを確認しております。

以上のことから、私としてはなんら問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の議案第29号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第16番

松田 孝行委員

よろしいですか。この市民農園の苦情については農林課が一括して受けるということですか。

農林課

農林課で受けて、対応いたします。

弥益係長

議長（杉村会長）

他にございませんか。

第2番

弘中 壽委員

これまで開園されている市民農園の利用率はどうなっていますか。

農林課

28年3月末ですが、全区画6農園合計した89区画に対しまして、契約区画数が67区画で、約75パーセントの利用となっております。

弥益係長

議長（杉村会長）

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号承認することと決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第39号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページから5ページをお願いいたします。報告第39号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第39号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第39号を終わります。

続きまして、報告第40号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第40号「買受適格証明申請について」を、ご説明いたします。

これは、競売に参加しようとする者からの申請に基づき、競売執行前に、

買受適格証明書を交付するものでございまして、市街化区域内農地であることから、農地法第5条第1項第6号の届出による権利の移動及び転用を目的としたもので、報告事項となります。

この競売物件は、6月9日の総会での議案第16号及び報告第30号でご審議またはご報告いたしました物件と同じもので、先程の今月の報告第39号第3番のものが、6月14日競売執行後、買受人と決定いたしまして、農地法第5条第1項第6号の届出があったところです。

この報告第40号は、競売執行前に交付しました証明でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により買受適格証明書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

また、この申請は、1番は6月8日、2番は6月9日に受理しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第40号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第41号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第41号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第42号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は3件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第42号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第42号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時05分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年8月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 弘 中 壽

委 員 藤 井 孝